



2023年12月14日

各 位

会社名 株式会社プロトコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人
電話 052-934-2000

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年12月14日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年1月5日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 110,000株
(3) 処分価額	1株につき1,286円
(4) 処分総額	141,460,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年12月14日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大に向けて、従業員の経営参画意識および当社株式の株価を中長期的な視野で上昇させる意識を醸成させることで「ステークホルダー経営」を実現し、当社の持続的な企業価値の向上に繋げることを目的として、株式付与E S O P信託（以下「E S O P信託」という。）の導入を決議いたしました。

E S O P信託の概要については、2023年12月14日付で公表いたしました「「株式付与E S O P信託」導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数41,925,300株に対し0.26%（小数点第3位を四捨五入、2023年9月30日現在の総議決権個数402,350個に対する割合0.27%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2024年1月4日（予定）
信託の期間	2024年1月4日～2028年6月30日（予定）
制度開始日	2024年1月4日（予定）
議決権行使	信託管理人の指図に従い、議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2023年12月13日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,286円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名で構成、うち4名が社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上